



務領域財政グループ参事」を「総務部財務総室財政課長」に改め、同表6の項及び8の項中「総務部財務領域財政グループ参事」を「総務部財務総室財政課長」に改め、同表9の項中「総務部財務領域財政グループ参事及び総務予算グループ参事」を「総務部財務総室財政課長及び入札監理課長」に改める。

第十一条第一項、第十二条第一項及び第二項、第二十七条第一項、第七十条第一項及び第三項、第七十四条第一項並びに第七十五条第一項中「総務部財務領域財政グループ参事」を「総務部財務総室財政課長」に改める。

第八十条中「出納局総括参事、出納局総務管理グループ参事」を「出納局次長、出納局入札用度課長」に改める。

第八十四条第四号を次のように改める。

四 役務費のうち、火災保険料及び自動車損害保険料

「知事部局の本庁機関（出納局を除く。）」領域に属する職員の出納局主幹の職にある者

る地方独立行政法人をいう。第二百四十九条第一項第二号において同じ。」に改め、同項第六号中「百万円」を「五百万円」に改め、「（当該契約の締結の日から十五日以内の日を当該期日としている場合に限る。）」を削り、同条第二項中「及び第六号」を削り、「「百五十万円未満」と、同項第六号中「百万円未満」とあるのは「三百万円未満」と、それぞれを、「「百五十万円未満」と」に改める。

第二百四十六条第一項中「、第二百五十九条」を「から第二百五十九条まで」に改め、「第二百五十三條」の下に「、第二百六十九條第一項」を、「及び第二項」の下に「、第二百七十四條の四第二項」を、「においては」の下に「、別に定める場合を除き」を加え、「十五日」を「十日」に改める。

第二百四十八条中「並びに第二百五十三條第二項」を、「第二百五十三條第二項、第二百六十五條並びに第二百七十四條の七第三項」に改める。

第二百四十九條第一項第二号中「又は地方公共団体」を、「地方公共団体又は地方独立行政法人」に改め、同項第三号中「百万円」を「五百万円」に改め、「（当該契約の締結の日から十五日以内の日を当該期日としている場合に限る。）」を削る。

第二百六十一条の二を次のように改める。

（総合評価一般競争入札）

第二百六十一条の二 契約権者は、別に定める場合を除き、施行令第六十七條の十の二第四項又は第五項の規定によりあらかじめ学識経験を有する者の意見を聴いたときは、その意見を知事に報告し、その指示を受けなければならない。

第二百七十一条中「総務部財務領域公有財産グループ参事及び総務部財務領域財政グループ参事」を「総務部文書管財総室財産管理課長及び総務部財務総室財政課長」に改める。

第二百七十四条の三第二項第四号、第二百七十四条の六第三号、第二百七十四条の九第四号及び第二百七十四条の十一第二項第二号中「グループ若しくは課」を「課若しくは室」に改める。

第二百七十六條中「参事、総括参事」を「課長、政策監」に改める。

別表第一中「福島県消費生活センター」、「福島県希望ヶ丘ホーム」及び「福島県木戸ダム建設事務所」を削る。

別表第四（その一）の表15の項中「請書案」の下に「その他別に定める書類」を加え、同表17の項中「登記承諾書」の下に「及び登記嘱託書」を加え、同表19の項中「別に定める」を「独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）第十五条第一項第六号に規定する災害共済給付に係る給付金又は別に定める」に改める。

別表第六中「領域、局、課等」を「総室、局、課等」に改め、同表知事直轄の項中「県政広報グループ」を「広報課」に改め、同表総務部の項を次のように改める。

総務部

財務総室 総務課のうち知事が指定する者の職

人事総室 職員厚生課のうち知事が指定する者の職

文書管財総室 文書法務課のうち知事が指定する者の職

財産管理課のうち知事が指定する者の職

物品取扱員  
現金取扱員  
現金取扱員  
現金取扱員

市町村総室 市町村行政課のうち知事が指定する者の職 現金取扱員  
別表第六企画調整部の項中「企画調整総務領域」を「企画調整総室」に、「総務企画グループ」を「企画調整課」に改め、同表生活環境部の項中「県民環境総務領域」を「県民環境総室」に、「総務企画グループ」を「生活環境総務課」に改め、同表保健福祉部の項中「保健福祉総務領域」を「保健福祉総室」に、「総務企画グループ」を「保健福祉総務課」に改め、同表商工労働部の項中「商工総務領域」を「商工労働総室」に、「総務企画グループ」を「商工総務課」に改め、同表農林水産部の項中「農林総務領域」を「農林水産総室」に、「総務予算グループ」を「農林総務課」に改め、同表土木部の項中「土木総務領域」を「土木総室」に、「総務予算グループ」を「土木総務課」に改め、同表出納局の項中「総務管理グループ」を「出納総務課」に改め、同表教育庁の項を次のように改める。

教 育 庁 財務課のうち知事が指定する者の職 物品取扱員

別表第六監査委員事務局の項中「総務企画グループ」を「監査総務課」に改め、同表人事委員会事務局の項中「総務審査グループ」を「総務審査課」に改め、同表労働委員会事務局の項中「審査調整グループ」を「審査調整課」に改める。

別表第七福島県北地方振興局の項中「市町村支援グループ課長」を「市町村支援課長」に、「管理グループ課長」を「管理課長」に改め、同表福島県東部地方振興局の項中「市町村支援グループ課長」を「市町村支援課長」に、「管理グループ課長」を「管理課長」に改め、同表福島県南地方振興局の項中「市町村支援グループ課長」を「市町村支援課長」に改め、同表福島県会津地方振興局の項中「市町村支援グループ課長」を「市町村支援課長」に改め、同表福島県いわき地方振興局の項中「市町村支援グループ課長」を「市町村支援課長」に改め、同表福島県環境センターの項中「企画管理グループ課長」を「企画管理課長」に改め、同表福島県北保健福祉事務所の項中「総務グループ課長」を「総務課長」に改め、同表福島県希望ヶ丘ホームの項を削り、同表福島県郡山光風学園及び福島県大笹生学園の項中「物品出納員」を「現金取扱員及び物品出納員」に改め、同表福島県衛生研究所の項中「総務企画グループ課長」を「総務企画課長」に改め、同表福島県計量検査所の項中「指導グループ課長」を「指導課長」に改め、同表福島県北農林事務所の項中「指導グループ課長」を「指導課長」に改め、同表福島県農産物センターの項中「庶務・予算グループ課長」を「総務課長」に改め、同表福島県北建設事務所の項中「庶務・予算グループ課長」を「総務課長」に改め、同表福島県中流域下水道建設事務所の項中「総務グループ課長」を「総務課長」に改め、同表福島県木戸ダム建設事務所の項及び会津大学の項を削る。

別表第八の表福島県南保健福祉事務所棚倉支所の項を削り、同表福島県保原土木事

務所の項から福島県勿来土木事務所の項まで及び福島県鮫川水系ダム管理事務所の項中「総務グループ課長」を「総務課長」に改め、同表福島県立安積高等学校御館分校の項中「福島県立安積高等学校御館分校」を「福島県立安積高等学校御館校」に改め、同表福島県立あさか開成高等学校須賀川校舎の項を削り、同表福島県立東白川農商高等学校鮫川分校の項中「福島県立東白川農商高等学校鮫川分校」を「福島県立東白川農商高等学校鮫川分校」に改め、同表福島県立小野高等学校平田分校の項中「福島県立小野高等学校平田分校」を「福島県立小野高等学校平田分校」に改め、同表福島県立浪江高等学校津島分校」を「福島県立浪江高等学校津島分校」に改め、同表福島県立富岡高等学校川内分校の項中「福島県立富岡高等学校川内分校」を「福島県立富岡高等学校川内分校」に改め、同表福島県立相馬農業高等学校飯館分校の項中「福島県立相馬農業高等学校飯館分校」を「福島県立相馬農業高等学校飯館校」に改める。

第四十五号様式(その二)中 「(福島県立安積高等学校)」「(福島県立あさか開成高等学校)」「(福島県立須賀川高等学校)」「(福島県立東白川農商高等学校)」「(福島県立小野高等学校)」「(福島県立浪江高等学校)」「(福島県立津島高等学校)」「(福島県立富岡高等学校)」「(福島県立川内高等学校)」「(福島県立相馬農業高等学校)」を「(福島県立安積高等学校)」「(福島県立あさか開成高等学校)」「(福島県立須賀川高等学校)」「(福島県立東白川農商高等学校)」「(福島県立小野高等学校)」「(福島県立浪江高等学校)」「(福島県立津島高等学校)」「(福島県立富岡高等学校)」「(福島県立川内高等学校)」「(福島県立相馬農業高等学校)」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第二百六十一条の二の改正規定、別表第七会津大学の項を削る改正規定、別表第八福島県立あさか開成高等学校須賀川校舎の項を削る改正規定及び第四十五号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(財務領域入札改革グループ)